

議案第58号

守口市個人情報保護審査会条例案

守口市個人情報保護審査会条例を、次のように制定する。

令和4年12月8日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、守口市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる事務を行うため、市に、守口市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 守口市個人情報保護法施行条例（令和4年守口市条例第 号。以下「法施行条例」という。）第7条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(委員)

第3条 審査会は、委員5人で組織する。

- 2 委員は、個人情報の保護に関し、公正かつ法律的な判断等をなし得る識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 審査会に、会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審

査会に諮問をした実施機関（法施行条例第3条第1項に規定する実施機関をいう。）をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報（法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 3 諮問実施機関は、審査会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

（委員による調査手続）

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

（審査会の庶務）

第8条 審査会の庶務は、個人情報保護主管課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（罰則）

第10条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 法施行条例附則第2項の規定の施行の際現に守口市個人情報保護条例（平成11年守口市条例第14号）第30条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する守口市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定による委嘱を受けたものとみなす。
- 3 法施行条例附則第2項の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同項の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る守口市個人情報保護条例第30条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、法施行条例附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の日前に守口市個人情報保護条例の規定による諮問がされた場合における同条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。